

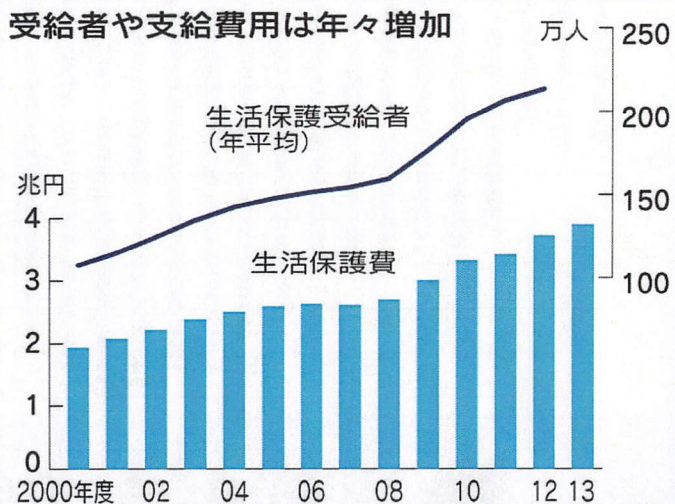
生活保護の現状と課題

2013. 3. 23
 第177回（定例）代議員会
 理事 長谷川 誠

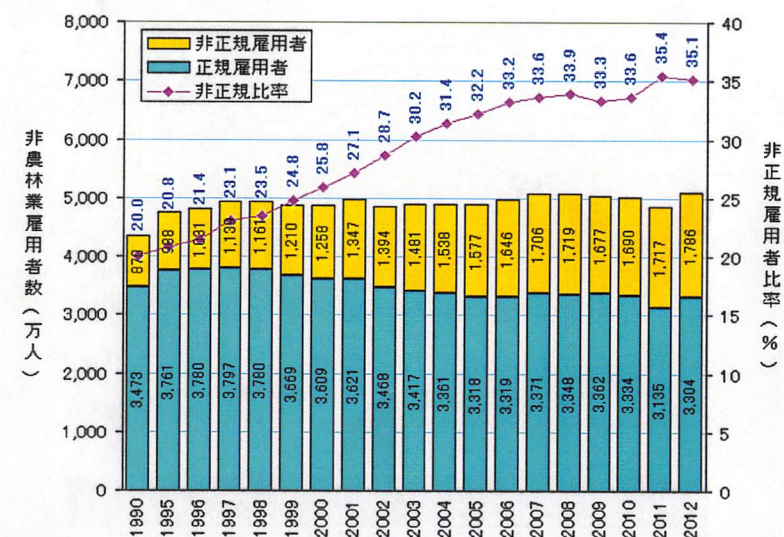
生活保護受給者の急増

- バブル崩壊後
- 日経連が「不景気を乗り切るために雇用の流動化」を提唱……非正規雇用を増やし人件費削減
- これを政府が後押し
- 1999年・2006年に労働者派遣法を改正
- ほとんどの産業で派遣労働が可能となった
- 小泉元首相が国民に「痛みを耐えてくれ」と呼びかけた結果が派遣切り⇒生活保護の増加

受給者や支給費用は年々増加



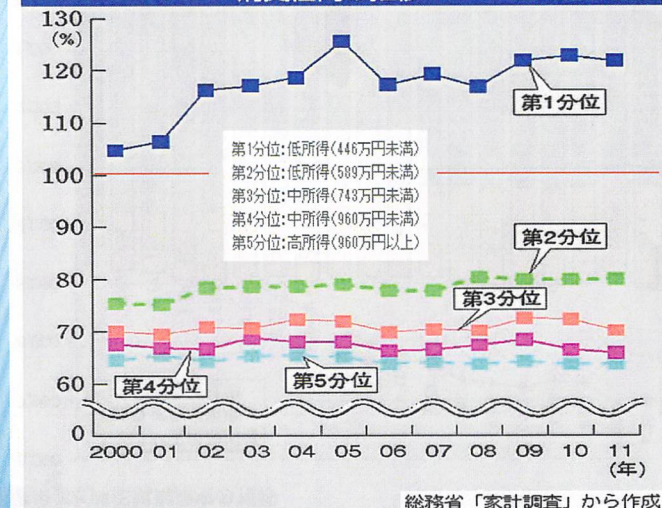
正規雇用者と非正規雇用者の推移



サラリーマン平均年収の推移

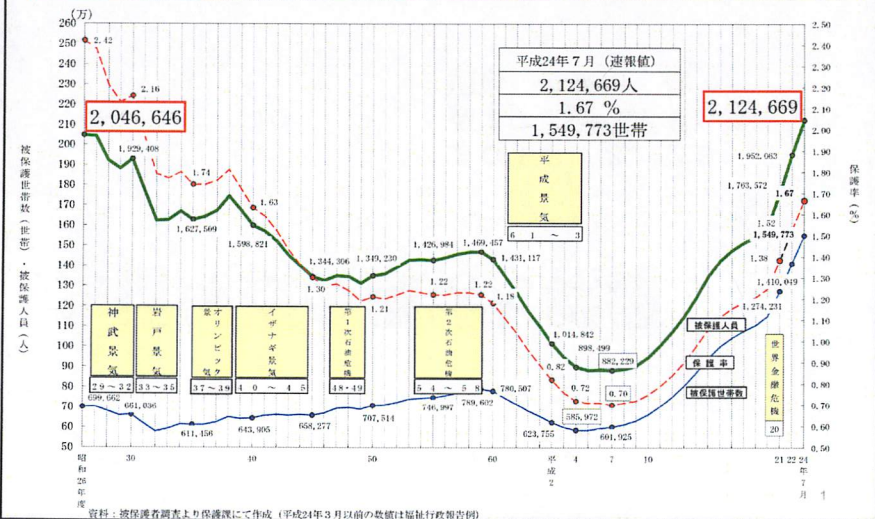


世帯主の定期収入5分位階級の消費性向の推移

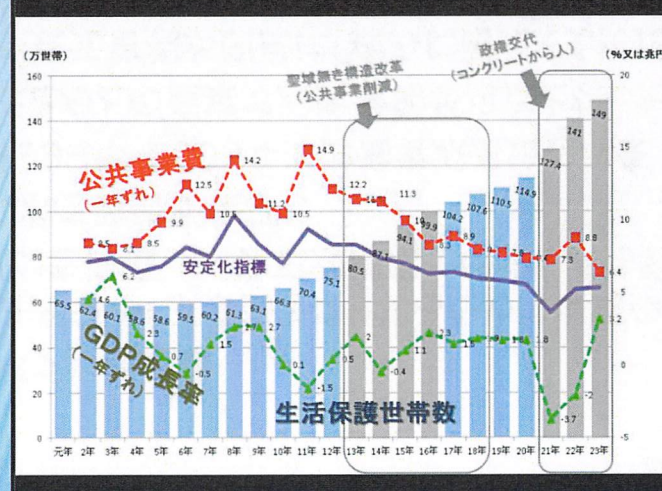


被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移

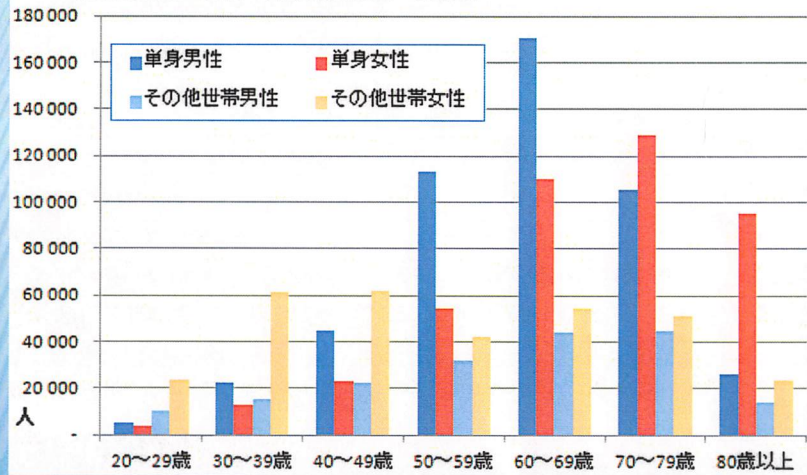
生活保護受給者数は212万人であり、昨年に過去最高を更新して以降増加傾向が続いている。



「生活保護世帯数と公共事業とGDP成長率と…」の記事へ 2012/05/28



生活保護受給者 年齢構成比・男女比
 (厚生労働省:平成21年被保護者全国一斉調査)



生活保護法

第1条

日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、
 国が生活に困窮するすべての国民に対し、
 その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、
 その最低限度の生活を保障するとともに、
 その自立を助長することを目的とする。

生活保護（救貧法）の歴史

明治7年 恤救（じゅつきゅう）規則

相互扶助を得られない70歳以上の病人、13歳以下の者に制限した扶助

昭和4年 救護法

市町村を実施主体とした総合低救貧法

昭和12年 母子保護法

13歳以下の子を持つ貧困母子家庭を対象に扶助

昭和16年 医療保護法

医療費の払えない貧困者に、医療券を発行

昭和21年 旧生活保護法

5種類の扶助。ただし保護の申請権は認められず

昭和25年 新生活保護法

現行の生活保護法。保護の申請が権利として認められた

生活保護の基本原則

①国家責任による最低生活保障の原理

生存権を実現するため

②無差別平等の原理

無差別平等に保護を受けることができる

③最低生活の原理

健康で文化的な最低限度の生活を保障

④保護の補足性の原理

資産、能力等あらゆるものを活用した後に
 保護が行われる(扶養義務者からの扶養)

申請主義

生活保護の大原則は

「申請しなければもらえない」

役所から「あの人は生活が苦しいみたいだから、生活保護を受けさせてあげよう」は絶対にない。
ホームレスも申請すればOKなのだが？

生活保護とは

憲法の定めに基づいて、国が生活に困っているすべての人々に対して、その困っている状況と程度に応じて健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに一日も早く自分自身の方で生活できるように手助けをすることを目的としています。

生活保護は国民の権利として受けることができますが、生活保護を受けるにあたっては次のようなきまりがあります。

- 働ける人は、能力に応じて働いてください。
- 活用できる資産は、処分して生活費にあててください。（たとえば、預貯金、生命保険、自動車、生活に直接必要のない土地・家屋などは、原則として保有を認められていません。）
- 扶養義務者の援助が受けられるときは、まずそれを受けてください。
- 年金、手当など他の法律や制度で給付を受けられる場合は、それを受けてください。
- 暴力団員は生活保護を受けることができません。 社会福祉事務所は警察に確認をとっています。

生活保護とは

憲法の定めに基づいて、国が生活に困っているすべての人々に対して、その困っている状況と程度に応じて健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに一日も早く自分自身の方で生活できるように手助けをすることを目的としています。

生活保護は国民の権利として受けることができますが、生活保護を受けるにあたっては次のようなきまりがあります。

- 働ける人は、能力に応じて働いてください。
- 活用できる資産は、処分して生活費にあててください。（たとえば、預貯金、生命保険、自動車、生活に直接必要のない土地・家屋などは、原則として保有を認められていません。）
- 扶養義務者の援助が受けられるときは、まずそれを受けてください。
- 年金、手当など他の法律や制度で給付を受けられる場合は、それを受けてください。
- 暴力団員は生活保護を受けることができません。 社会福祉事務所は警察に確認をとっています。

生活保護の種類

生活保護には、次の8つの種類の扶助があります。

- 生活扶助 衣食その他日常生活に必要な費用
- 住宅扶助 家賃・備付などの費用
- 教育扶助 義務教育に必要な特別費などの費用
- 労働扶助 労務サービスなどを受ける費用
- 医療扶助 診察・入院などの費用
- 出稼扶助 出稼の費用
- 生業扶助 手先をつけたり、仕事につための費用や、資格の取得費用
- 葬祭扶助 葬儀の費用

生活保護のしくみ

生活保護は、厚生労働大臣が、そのときの社会経済事情などに見合わせて定める生活保護基準に基づいて、年齢・家族構成・健康状態など、その資格の必要に応じて計算された額を定額給付金（1月～3月については、冬季の補助金を加付）とその他の収入との差額をくわべて決められます。また、毎月4月には生活保護基準とともに、年齢に応じた金額の改定が行われる場合があります。

収入の種類	所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得
1 収入の合計額									
2 収入のみなし額									
A 年金などの収入がある場合									
B 年金や手当などの収入がある場合									
C 生活保護から支給される額									
D 生活保護から支給される額									
3 収入が生活保護費を超過する場合									

申請の手続きは

生活保護は、申請によって行われます。生活にお困りの方は、お住まいの区の役務所（区民福祉センター）まで、又は区内にお住まいの方は、支所（区民福祉センター）にご相談ください。なお、入院中などにより区役所（支所）におこしいたげない場合は、保護の方などにおこしいたげてください。また、地域の民生委員もご相談に応じています。

生活保護を受ける

生活の状況を正しく理解するために個人のケースワーカーが、家庭へおつかいして事情をお聞きしたり、相談を受けたりします。（個人の秘密は、固く守ります。）

保護開始申請書

（あて先）
名古屋市長 東 区社会福祉事務所
（市）要紙

申請者の住所
氏名
印

続柄	氏名	生年月日	性別	年齢	職業	備考

保護開始申請理由
受理年月日

（あて先）
名古屋市長 東 区社会福祉事務所

収入の有無

収入の種類	金額
収入を得る理由	
所得	
関係者名	
収入額（ア）	
内、働いて得た収入	
その他の収入	
必要経費	
所得	
手取収入（ア）-（イ）	
働いた日数	
1日平均働いた時間	
収入が低い理由	

社会福祉事務所長

（あて先）
名古屋市長 東 区社会福祉事務所

収入の有無

収入の種類	金額
収入を得る理由	
所得	
関係者名	
収入額（ア）	
内、働いて得た収入	
その他の収入	
必要経費	
所得	
手取収入（ア）-（イ）	
働いた日数	
1日平均働いた時間	
収入が低い理由	

社会福祉事務所長

月収いくらで生活保護受けられる？

都心部の一人暮らしの健常な50代の男性

収入が家賃約4万円を差し引いて
月8万1610円 以下

ただし厚生労働省の基準に合う場合のみ

17

生活保護申請時の預貯金

手持ちのお金が最低生活費の1か月分を超えていると、申請は却下となる。

1か月分未満なら条件を満たせば保護開始。
ただし、最低生活費の1/2を超える部分は収入認定され、保護費が調整される。
申請時に最低生活費の1/2以下しか認められなければ、申請却下された場合は大変なことに！

18

保護の種類と内容

以下のように、生活を営む上で必要な各種費用に対応して扶助が支給されます。

生活を営む上で生じる費用	扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱費等)	生活扶助 1類 → 2類 →	基準額は、 (1) 食費等の個人的費用 (2) 光熱水費等の世帯共通費用を合算して算出。 特定の世帯には加算があります。(母子加算等)
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給 (35800円)
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払 (本人負担なし)
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払 (本人負担なし)
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用	生業扶助	定められた範囲内で実費を支給
葬祭費用	葬祭扶助	定められた範囲内で実費を支給

19

生活保護受給者の主な特典

項 目	特 典
住民税	免除
固定資産税・都市計画税	減免
国民健康保険	免除
医療費自己負担分	免除
国民年金	免除
水道料金・下水料金	免除 (自治体によって条件は異なる)
公営住宅	光熱費が免除 (自治体によって条件は異なる)
NHK受信料	免除
高校授業料	免除
その他	自治体によって交通機関の無料券

20

生活保護制度における生活扶助基準額の算出方法（平成24年4月～）

【最低生活費＝①＋②＋③＋④】

①生活扶助基準(第1類費) (単位:円)

年齢	1級地		2級地		3級地	
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0～2	20,900	19,960	19,020	18,080	17,140	16,200
3～5	26,350	25,160	23,980	22,790	21,610	20,420
6～11	34,070	32,540	31,000	29,470	27,940	26,400
12～19	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
20～40	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
41～59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590
60～69	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
70～	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510

世帯構成員の数が4人の世帯の場合は、第1類費の個人別の額を合算した額に0.9を乗じた額をその世帯の第1類費とし、世帯構成員の数が5人以上の世帯の場合は、同じく合算した額に0.90を乗じた額をその世帯の第1類費とする。

②生活扶助基準(第2類費) (単位:円)

人員	1級地		2級地		3級地	
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	43,430	41,480	39,520	37,570	35,610	33,660
2人	48,070	45,910	43,740	41,580	39,420	37,250
3人	53,200	50,890	48,490	46,100	43,700	41,300
4人	58,160	55,680	53,000	50,710	48,230	45,750
5人以上	640	440	400	400	360	360

①と同様に夫婦別居、再婚入居者、出稼者を除いた世帯の世帯員を算入する。
②生活費1人1世帯または世帯別に必要加算額が算出される。

③加算額 (単位:円)

加算できる対象	加算額		
	1級地	2級地	3級地
障害者 身体障害者障害程度等級第1級の1～2級に該当する者等	26,850	24,970	23,100
障害者 身体障害者障害程度等級第2級の3級に該当する者等	17,890	16,650	15,400
世帯 障害1人の場合	23,280	21,840	20,620
世帯 障害2人の場合	25,100	23,360	21,630
世帯 3人以上の障害1人につき加算する額	940	870	800
中学校終了前の子どもの世帯員とする場合	15,000 (3歳未満の場合は、1人あたり)		

①と同様に世帯員数を加算する。
②生活費1人1世帯または世帯別に必要加算額が算出される。

④このほか、必要に応じて住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助等が算入される。

級地制度

地域における生活様式、物価差を反映

最低生活費

級地制度 1級地-1

【1級地-1】

(平成24年4月1日現在)

都道府県・市町村名	都道府県・市町村名	都道府県・市町村名	都道府県・市町村名	都道府県・市町村名
埼玉県 さいたま市	東京都 八王子市 武蔵野市 三鷹市 昭島市 調布市 小金井市	東京都 国分寺市 東大和市 清瀬市 多摩市 稲城市 西東京市	神奈川県 横浜川崎市 藤沢市 大和市 相模原市 愛知県 名古屋市中区	大阪府 大田区 吹田市 高槻市 枚方市 八尾市 寝屋川市 松原市 東淀川区

【3級地-1】

都道府県・市町村名	都道府県・市町村名	都道府県・市町村名	都道府県・市町村名	都道府県・市町村名
北海道 網走市 留萌市 稚内市 美幌市 赤井市 紋別市 士別市 三根市	北海道 天塩町 天塩町 宗谷郡 枝幸町 網走市 斜里町 清里町	岩手県 宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 遠野市 陸前高田市 釜石市 奥州市 岩手郡	福島県 会津若松市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 二本松市	東京都 根津市 南陽市 松山市 若松市 山崎市 河川市 須賀川市 喜多方市 相馬市 本松市

生活保護制度における生活扶助基準額の算出方法（平成24年4月～）

【最低生活費＝①＋②＋③＋④】

①生活扶助基準(第1類費) (単位:円)

年齢	1級地		2級地		3級地	
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0～2	20,900	19,960	19,020	18,080	17,140	16,200
3～5	26,350	25,160	23,980	22,790	21,610	20,420
6～11	34,070	32,540	31,000	29,470	27,940	26,400
12～19	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
20～40	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
41～59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590
60～69	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
70～	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510

世帯構成員の数が4人の世帯の場合は、第1類費の個人別の額を合算した額に0.9を乗じた額をその世帯の第1類費とし、世帯構成員の数が5人以上の世帯の場合は、同じく合算した額に0.90を乗じた額をその世帯の第1類費とする。

② 生活扶助基準(第2類費) (単位:円)

人員	1級地		2級地		3級地	
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	43,430	41,480	39,520	37,570	35,610	33,660
2人	48,070	45,910	43,740	41,580	39,420	37,250
3人	53,290	50,890	48,490	46,100	43,700	41,300
4人	55,160	52,680	50,200	47,710	45,230	42,750
5人以上1人を増すごとに加算する額	440	440	400	400	360	360

①級地別に入院患者、施設入所者、出稼者を除いたすべての世帯員を合計する。
②冬季(11月~翌年3月)には地区別に冬季加算が別途計上される。

③ 加算額 (単位:円)

加算できる対象	加算額			
	1級地	2級地	3級地	
障害者	身体障害者障害程度等級表の1・2級に該当する者等	26,850	24,970	23,100
	身体障害者障害程度等級表の3級に該当する者等	17,890	16,650	15,400
母子世帯等	児童1人の場合	23,260	21,640	20,020
	児童2人の場合	25,100	23,360	21,630
	3人以上の児童1人につき加える額	940	870	800
中学校修了前の子どもを養育する場合	15,000 (3歳未満の場合・子ども1人当たり)			

①該当者がいるときだけその分を加える。
②入院患者、施設入所者は金額が異なる場合がある。
③このほか、「妊婦・産婦」などがある場合は、別途、妊婦加算等あり。
④児童とは、18歳になる日以後の最初の3月31日までの間にある者。
⑤ひとり親については、「障害者」に対する加算と「母子世帯等」に対する加算は併給できない。

④ このほか、必要に応じて住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助等が支給される。

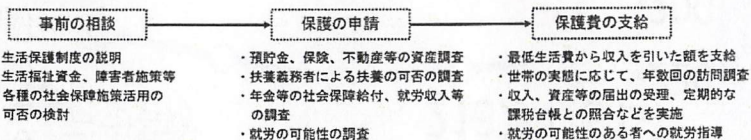
最低生活費

○ 生活扶助額の例 (平成24年度~)

	東京都区部等	地方郡部等
標準3人世帯(33歳、29歳、4歳)	172,170円	135,680円
高齢者単身世帯(68歳)	80,820円	62,640円
高齢者夫婦世帯(68歳、65歳)	121,940円	94,500円
母子世帯(30歳、4歳、2歳)	192,900円	157,300円

※ 児童養育加算を含む。

○ 生活保護の手続



○ 保護の実施機関と費用負担

- 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村が実施。
- 都道府県・市は、福祉事務所を設置し、被保護世帯に対して担当のケースワーカーを設定。
- 保護費については、国が3/4、地方自治体が1/4を負担。

生活保護費の負担

生活保護費の負担割合は

国 : 地方 = 3 : 1

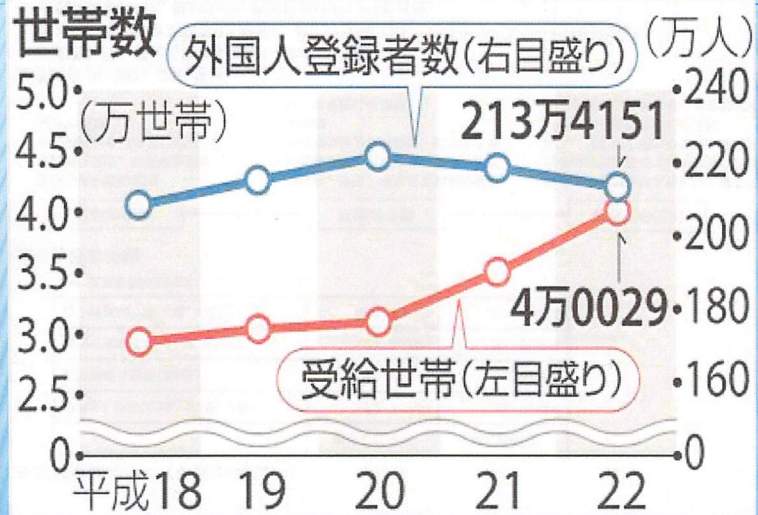
ところが2005年

厚生労働省は「三位一体の改革」と称して生活扶助・医療・介護扶助・児童扶養手当を国:地方=1:1に

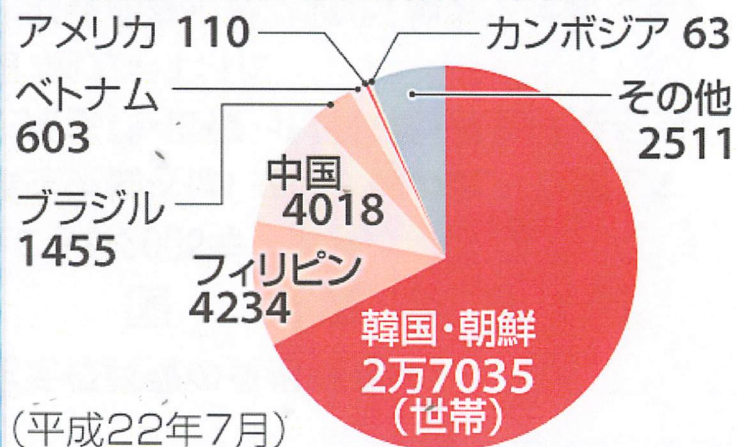
住宅扶助を一般財源化(地方交付税に含む)して全額地方負担としようとした

地方は猛反発

外国人の登録者数と生活保護受給世帯数



国籍別生活保護受給世帯数



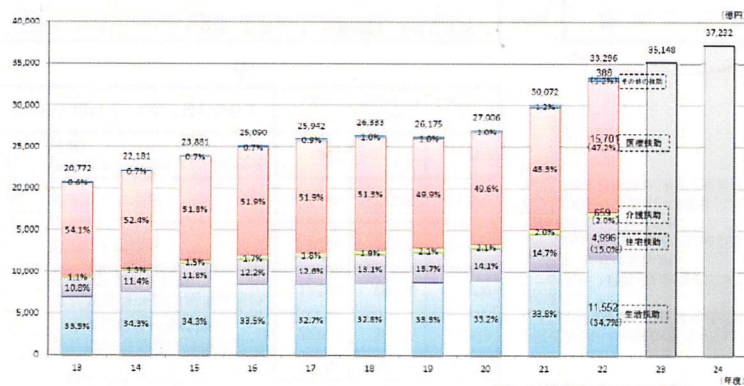
在日外国人への生活保護の経過

在日外国人への生活保護は、1954年(昭和29年)の旧厚生省社会局長通知で、「当分の間、生活が困窮している外国人に対しては」と、生活保護法の準用措置になっています。

しかし、「当分の間」が50年以上も続いているので、在日外国人への生活保護法の準用措置は廃止すべきです。

等の意見が多数出ているようです。

生活保護費負担金(事業費ベース)実績額の推移



資料：生活保護費負担金事業実績報告

(出所) 厚生労働省資料

世帯類型別の保護世帯数と世帯保護率の推移

10年前と比較すると、各世帯類型ごとにみた保護世帯数、世帯保護率ともに増加しているが、特に、稼働年齢層と考えられる「その他の世帯」の割合が大きく増加している。

◆10年前(平成12年度)

	被保護世帯 総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者 世帯	その他の 世帯
世帯数	750,181	341,196	63,126	290,620	55,240
(構成割合(%))	(100)	(45.5)	(8.4)	(38.7)	(7.4)
世帯保護率(%)	1.65	4.39	10.61	0.93	

約4倍増

◆現在(平成22年度)

	被保護世帯 総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者 世帯	その他の 世帯
世帯数	1,405,281	603,540	108,794	465,540	227,407
(構成割合(%))	(100)	(42.9)	(7.7)	(33.1)	(16.2)
世帯保護率(%)	2.89	5.91	15.37	1.84	

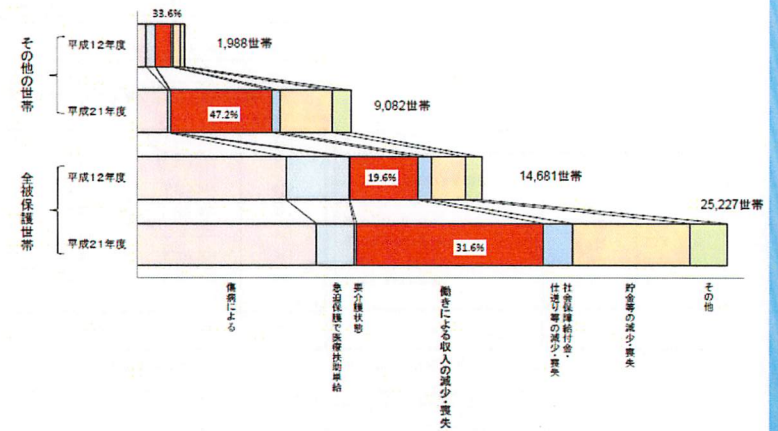
世帯類型の定義
 高齢者世帯：原則として65歳以上(平成17年9月1日以前は、男65歳以上、女60歳以上)の者のみで構成されている世帯か、これには18歳未満の者が2人以上、18歳未満の子供が1人以上いる世帯
 母子世帯：原則として、18歳以上の18歳未満の女子18歳未満の男子を養育する、のみで構成されている世帯
 傷病・障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障害一時保護者から身の上の障害者のみで構成されている世帯
 その他の世帯：世帯主が上記(高齢者・母子世帯)以外の人である世帯、又は世帯主が上記(高齢者・母子世帯)以外の世帯

(参考)
 その他の世帯のうち
 20～29歳が6.2%
 50歳以上が3.1%
 (平成22年)

資料出所：福祉行政報告例・国民生活基礎調査

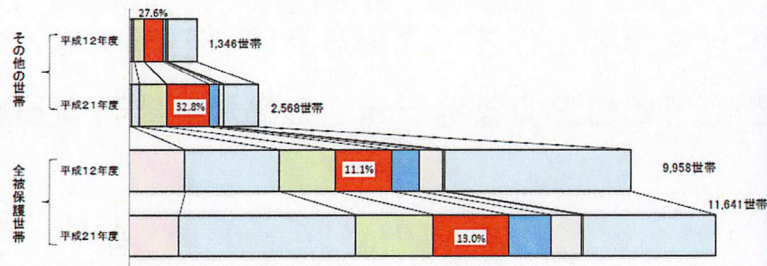
被保護世帯の保護開始の理由別保護開始数

保護開始理由のうち、「働きによる収入の減少・喪失」の占める割合が平成12年度から21年度にかけて飛躍的に増加しており、特に「その他の世帯」では約半数を占める。



8 被保護世帯の保護廃止の理由別保護廃止数

「その他の世帯」の保護廃止理由のうち、「働きによる収入の増加」の占める割合が平成12年度から21年度にかけて増加しているが、3分の1程度に止まり、全被保護世帯では13%である。



注)「その他」には、指導・義務違反、拘留、拘留等が含まれる。

生活扶助は低所得者の生活費より高いケースも多い(月、万円)

世帯類型	現行の生活扶助費	低所得世帯の生活費水準
夫婦と子供1人	15.7	14.3
夫婦と子供2人	18.6	15.9
60歳以上の単身者	7.3	7.7
60歳以上の夫婦2人	10.6	10.8
20～50代の単身者	7.8	7.7
母親と18歳未満の子供1人	13.9	13.1

生活保護の引き下げ

目的

- ① 低所得世帯との逆転現象の是正
- ② 物価下落（デフレ）の影響

政府は生活保護費のうち、食費など日常生活費にあたる生活扶助を見直し、2013年8月から受給者の扶助費を最大10%引き下げる予定

生活保護に対する役所の抵抗

① 水際作戦

役所が窓口で申請者を追い返す。
「まだ働ける」「親戚に頼んでみたら」

② 硫黄島作戦

生活保護受給者の支給を取り消しにする
（自ら辞退するように仕向ける）

これで餓死者が出た！

生活保護の不正受給

平成22年度の明らかになった不正受給金額は約128億円（全体の0.38%）、返還された額は37億円・・・なかなか全容がつかめていない

地方自治体は不正受給を摘発することで、3/4交付されている国の負担分を返還しなければならず、積極的に対応するほど自治体には負担となるため

図表 11 不正受給の状況

【不正受給件数、金額等の推移】

年度	不正受給件数 件	金額		1件当たり金額 千円
		千円	千円	
15	9,264	5,853,929	632	
16	10,911	6,203,506	569	
17	12,535	7,192,788	574	
18	14,659	8,978,492	612	
19	15,979	9,182,994	575	
20	18,623	10,617,982	570	
21	19,726	10,214,704	518	

資料：監査実施結果報告

【不正内容(平成21年度)】

内訳	実数 件	構成比 %
稼働収入の無申告	9,891	50.1
稼働収入の過小申告	1,983	10.1
各種年金等の無申告	4,022	20.4
保険金等の無申告	742	3.8
預貯金等の無申告	483	2.4
交通事故に係る収入の無申告	292	1.5
その他	2,313	11.7
計	19,726	100.0

資料：平成21年度監査実施結果報告

【不正受給発見の契機(平成21年度)】

照会・調査	通報・投書	その他	計
17,621件 (89.3%)	1,266件 (6.4%)	839件 (4.3%)	19,726件 (100.0%)

資料：平成21年度監査実施結果報告

(注)1.「照会・調査」とは、福祉事務所が福祉連伊中、協賛先、生命保険会社、後援会等、社会保険事務所等の関係先に、
対する照会や情報提供を行ったもの及びに監査情報提供によるものである。
2.「通報・投書」とは、他の福祉事務所、一般住民、民生委員等からの通報及び投書である。
3.「その他」とは、新聞報道等によるものである。

(出所) 厚生労働省資料

不正受給

①所得隠しによる不正受給

稼働収入の無申告・過少申告
各種年金等の無申告
保険金等の無申告
預貯金等の無申告
交通事故に係る収入の無申告

②暴力団などによる不正受給

役所は「強い者には弱い」・「大きな声を出せば生活保護は簡単に受けられる」と言われている

③生活保護（貧困）ビジネス

41

貧困ビジネス

①生活保護費の50%以上が医療費（医療機関に流れる）

傷病者・高齢者が多いため医療費は多くなる
病院の過剰診療
精神疾患を患った（と偽った）人が多い・・・診断書

②福祉アパート

ホームレスに住民票を取らせて生活保護を受給させ、その生活保護費から部屋代や各種手数料を徴収（東京の山谷や大阪のあいりん地区に多い）

42

生活保護の課題への対応

①生活保護費の適正給付

②医療費の適正化

③被保護世帯の資産の活用

④各種社会保障施策等の活用

⑤不正受給に対する取り組みの徹底

⑥扶養義務の徹底

⑦生活保護からの脱却（自立就労支援の強化）

43

ご清聴ありがとうございました。

44